



No. 30811-2

計量証明書

倶知安町長 殿

平成26年8月12日

計量証明事業登録 北海道第608号
北海道第705号
北海道第801号

〒065-0016

札幌市東区北16条東19丁目1番14号
日本データサービス株式会社
代表取締役 石原 知樹
TEL 011(780)1111 (代表)

このたび、ご依頼をいただきました
試料について、下記のとおり計量の結
果を証明いたします。

環境計量士氏名

第3083号 松 崎 陽

TEL 011(780)1114 (直通)

記

計量の対象	計量の方法	計量の結果
飛灰のカドミウム他	別紙（No. 30811-2a）のとおり。ただし、計量法第107条に規定するものに限る。	
試料受付日；平成26年7月24日 試料採取日；平成26年7月23日 試料採取場所；倶知安町清掃センター 試料採取者；倶知安町清掃センター 業 務 名；平成26年度 倶知安町清掃センターばい煙等測定分析業務委託		
以上		

表1 計量の方法及び定量下限値

計量の対象	単位	計量の方法	備考 (定量下限値)
検液の作製	—	昭48環告13号 ^(注1) 第1の一及び三	—
カドミウム	mg/L	JIS K 0102 55. 1	0. 03
鉛	mg/L	JIS K 0102 54. 1	0. 03
総水銀	mg/L	昭46環告59号 ^(注2) 付表1	0. 0005
シアン	mg/L	JIS K 0102 38. 1. 2及び38. 3	0. 1
砒素	mg/L	JIS K 0102 61. 2	0. 03
六価クロム	mg/L	JIS K 0102 65. 2. 1	0. 1
有機リン	mg/L	昭49環告64号 ^(注3) 付表1	0. 1
PCB	mg/L	昭46環告59号付表3	0. 0005
アルキル水銀	mg/L	昭46環告59号付表2	0. 0005
トリクロロエチレン	mg/L	JIS K 0102 5. 2	0. 03
テトラクロロエチレン	mg/L	JIS K 0102 5. 2	0. 01
セレン	mg/L	JIS K 0102 67. 2	0. 03

(注1)「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」

(昭和48年2月17日 環境庁告示第13号、最終改正 平成25年2月21日 環境省告示第9号)

(注2)「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正 平成26年3月20日 環境省告示第39号)

(注3)「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

(昭和49年9月30日 環境庁告示第64号、最終改正 平成26年3月20日 環境省告示第42号)

表2 計量の結果及び基準値

計量の対象	単位	計量の結果	備考 (基準値 ^(注))
		飛灰	
カドミウム	mg/L	不検出	0. 3 以下
鉛	mg/L	不検出	0. 3 以下
総水銀	mg/L	不検出	0. 005 以下
シアン	mg/L	不検出	1 以下
砒素	mg/L	不検出	0. 3 以下
六価クロム	mg/L	不検出	1. 5 以下
有機リン	mg/L	不検出	1 以下
PCB	mg/L	不検出	0. 003 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	不検出	0. 3 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	不検出	0. 1 以下
セレン	mg/L	不検出	0. 3 以下

(注)「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」

(昭和48年2月17日 総理府令第5号、最終改正 平成25年2月21日 環境省令第3号)

※「不検出」；定量下限値未満